

改正案	現行
<p>（土地に関する権利の移転等の許可を要しない場合）</p> <p>第六条 法第十四条第二項の政令で定める場合は、次のとおりとする。</p> <p>一・二（略）</p> <p>三 商法（明治三十二年法律第四十八号）第二編第四章第七節若しくは第九節、破産法（大正十一年法律第七十一号）、会社更生法（平成十四年法律第百五十四号）、預金保険法（昭和四十六年法律第三十四号）第五章、農水産業協同組合貯金保険法（昭和四十八年法律第五十三号）第六章、保険業法（平成七年法律第百五号）第二編第十章第二節、金融機関等の更生手続の特例等に関する法律（平成八年法律第九十五号）、金融機能の再生のための緊急措置に関する法律（平成十年法律第百三十二号）、民事再生法（平成十一年法律第二百二十五号）又は農水産業協同組合の再生手続の特例等に関する法律（平成十二年法律第九十五号）の規定に基づく手続において裁判所の許可を得て行われる場合</p> <p>四（十二）（略）</p>	<p>（土地に関する権利の移転等の許可を要しない場合）</p> <p>第六条 法第十四条第二項の政令で定める場合は、次のとおりとする。</p> <p>一・二（略）</p> <p>三 商法（明治三十二年法律第四十八号）第二編第四章第七節若しくは第九節、破産法（大正十一年法律第七十一号）、会社更生法（平成十四年法律第百五十四号）、預金保険法（昭和四十六年法律第三十四号）第五章、農水産業協同組合貯金保険法（昭和四十八年法律第五十三号）第六章、保険業法（平成七年法律第百五号）第二編第十章第一節、金融機関等の更生手続の特例等に関する法律（平成八年法律第九十五号）、金融機能の再生のための緊急措置に関する法律（平成十年法律第百三十二号）、民事再生法（平成十一年法律第二百二十五号）又は農水産業協同組合の再生手続の特例等に関する法律（平成十二年法律第九十五号）の規定に基づく手続において裁判所の許可を得て行われる場合</p> <p>四（十二）（略）</p>